

議第 6 号

刈谷田川土地改良区 地区除外等処理規程 の一部改正について (案)

刈谷田川土地改良区役地区除外等処理規程の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">刈谷田川土地改良区 地区除外等処理規程</p> <p>(適用)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(農地転用等の通知)</p> <p>第 2 条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第 4 条第 1 項本文若しくは同法第 5 条第 1 項本文の規定による許可 (以下「転用許可」という。)の申請又は同法第 4 条第 1 項第 7 号若しくは同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 (以下「転用届出」という。)が行われる場合には、当該土地に係る組合員 (以下「転用組合員」という。)は、あらかじめ、<u>転用組合員以外の当事者 (以下「転用関係者」という。)</u>と連署し、<u>別記様式 (第 1 号) により、</u>転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。</p> <p>2 この土地改良区の地区内の<u>土地</u>につき、<u>地目の変更が行われる場合に</u></p>	<p style="text-align: center;">刈谷田川土地改良区 地区除外等処理規程</p> <p>(適用)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(農地転用等の通知)</p> <p>第 2 条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第 4 条第 1 項本文若しくは同法第 5 条第 1 項本文の規定による許可 (以下「転用許可」という。)の申請又は同法第 4 条第 1 項第 7 号若しくは同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 (以下「転用届出」という。)が行われる場合には、当該土地に係る組合員 (以下「転用組合員」という。)は、あらかじめ、<u>転用組合員以外の当事者 (以下「転用関係者」という。)</u>と連署し、<u>別記様式 (第 1 号) により、</u>転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。</p> <p>2 この土地改良区の地区内の<u>田を畑に</u>地目変更を行う場合は、<u>当該土地に</u></p>

は、転用組合員は、別記様式（第2号）により、この旨の通知を土地改良区に _____ しなければならない。

(措 置)

第 3 条 この土地改良区は、前条の通知があったときは、速やかに、その転用により土地改良区の事業が受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員又は転用関係者に対し、次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- (1) 土地改良施設の利用 _____ を害さないための工事を施行すること。
- (2) (略)
- (3) 汚濁物の水路及び農地への流入を防止すること。
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について、必要な措置を採ること。

(意見書の交付等)

第 4 条 この土地改良区は、第2条の通知で _____ 転用許可に係るものがあつたと

係る転用組合員は、別記様式（第2号）により、この旨をこの 土地改良区に通知しなければならない。

(措 置)

第 3 条 この土地改良区は、前条の通知があったときは、速やかに、その転用により土地改良区の事業の受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員又は転用関係者に対し、次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- (1) 土地改良施設の利用の目的を害さない _____ 工事を施行すること。
- (2) (略)
- (3) 汚濁水の水路及び農地への流入を防止すること。
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) その他土地改良区の事業に支障を生じる事項について、必要な措置を採ること。

(意見書の交付等)

第 4 条 この土地改良区は、第2条の規定により 転用許可に係る通知があつたと

きは、当該通知のあった日から30日以内に、別記様式（第3号）により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第30条第6号又は第57条の2第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

(地区除外の申請)

第5条 転用組合員は、第2条の通知に係る土地につきこれを転用するときは、あらかじめ、別記様式（第4号）により土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

(決 済)

第6条 この土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請があったときは、除外すべき土地に係る決済金の額を別記基準により確定し、速やかに、その決済をするものとする。

2 前項の決済金の徴収方法は、賦課金の例による。

(地目変更に係る決済)

第7条 田を畑に地目変更する土地の決済金は、前条の規定により算定する田の決済金と畑の決済金との差額とする。

きは、当該通知のあった日から30日以内に、別記様式（第3号）により、土地改良区の事業に与える影響、それに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第30条第6号又は第57条の2第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

(地区除外の申請)

第5条 転用組合員は、第2条の通知に係る土地につきこれを転用するときは、あらかじめ、別記様式（第4号）によりこの土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

(決 済)

第6条 この土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請があったときは、除外すべき土地に係る決済金の額を別記基準により確定し、速やかに、その決済をするものとする。

(新設)

(地目変更に係る決済)

第7条 田を畑に地目変更する土地の決済金は、前条の規定により算定する田の決済金と畑の決済金との差額とする。

ただし、畑に賦課しない地区の地目変更に係る決済金については、前条の規定により確定した額とする。

(会 計)

第 8 条 この規定により徴収した決済金は、一般会計及び特別会計で 処理する_____。

(準 用)

第 9 条 この規程は、農地法に基づく許可又は届出を要しない転用及び転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。

ただし、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

附 則 (令和2年 月 日の総代会で議決)

この規程は、議決の日から施行する。

但し、畑に賦課しない地区の地目変更に係る決済金については、前条の規定により確定した額とする。

(会 計)

第 8 条 この規定により徴収した決済金は、_____特別会計として処理するものとする。

但し、経常費に係る決済金相当分については、一般会計の収入とし、経常経費に充当するものとする。

(準 用)

第 9 条 この規程は、農地法に基づく許可又は届出を要しない転用及び転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。

但し、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

別記

決済金算定基準

1 決済金の額

決済金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額〔2の(1)列記の各負担相当額(決済年度の翌年度以降の負担相当額については、償還金及び年賦支払金を除き、決済時点における現価)の合計額〕と、土地改良区が支払うべき金銭の額との差額とする。

2 決済の範囲

(1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア 賦課金等

① 未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額

イ 償還金及び年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金及び土地改良区が負担する国営土地改良事業(決済年度の前年度以前に完了したものに限り)の負担金に係る年賦支払金で、決済年度の翌年度以降のものにつき定款に定めるところにより算定する当該土地の負担相当額

ウ 土地改良区営土地改良事業に係るもの

決済金算定基準

1 決済金の額

決済金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額〔2の(1)列記の各負担額(決済年度の翌年度以降の負担額については、償還金及び年賦支払金を除き、決済年度における現価)の合計額〕と、土地改良区が支払うべき金銭の差額とする。

2 決済の範囲

(1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア 賦課金等

① 未納入賦課金

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額

イ 償還金及び年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金及び土地改良区が負担する国営土地改良事業(決済年度の前年度以前に完了したものに限り)の負担金に係る年賦支払金で、決済年度の翌年度以降のものにつき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額

ウ 土地改良区営土地改良事業に係るもの

⑦ 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行なう土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち決済年度の翌年度以降の自己負担分につき__定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額__

⑧ 維持管理事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行なう土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る経費の決済金の額については、毎年度理事会で定める額__

⑨ 経常経費に係るもの

この土地改良区が土地改良区運営のために要する経常経費に係る決済金の額については、毎年度理事会で定める額__

エ 国営又は県営土地改良事業に係る負担金又は分担金

⑦ 決済時点において国又は県が行なう土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担又は分担すべき額につき__定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額__

(2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして定款、規約、規程又は総代会の議決により定められた金銭の額のうち__当該土地に係るもの__

⑦ 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行__う土地改良事業（維持管理事業を除く__）に係る事業費のうち決済年度の翌年度以降の自己負担分につき__定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額__

⑧ 維持管理事業等に係るもの

決済時点において土地改良区が行__う土地改良事業（維持管理事業に限る__）に係る経費の決済金の額については、毎年度理事会で定める額__

⑨ 経常経費に係るもの

この土地改良区が土地改良区運営のために要する経常経費に係る決済金の額については、毎年度理事会で定める額__

エ 国営又は県営土地改良事業に係る負担金又は分担金

⑦ 決済時点において国又は県が行__う土地改良事業（維持管理事業を除く__）に係る事業費のうち__決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担又は分担すべき額につき__定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額__

(2) 土地改良区の支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして定款、規約、規程又は総代会の議決により定められた金銭の額のうち__当該土地に係るもの__

附 則（令和2年 月 日の総代会で議決）

この算定基準は議決の日から施行する。

様式第1号

農地転用等通知書

このたび下記 _____ の土地について、農地法第 条第 項第 号
の規定による

許可の申請
届 出

 にあたり、地区除外等処理規程第2条第1
項の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については別途協議し、第6条の決済
金については所定の方法によりこれを納付 _____ します。

____ 年 月 日

転用組合員 住所
氏名 (印)

転用関係者 住所
氏名 (印)

刈谷田川土地改良区理事長 様

記

様式第1号

農地転用等通知書

このたび刈谷田川土地改良区内の土地について、農地法第 条第 項第 号
の規定による

許可の申請
届 出

 にあたり、地区除外 処理規程第2条 _____
の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については別途協議し、第6条の決済
金については所定の方法によりこれを納付いたします。

平成 ____ 年 月 日

転用組合員 住所
氏名 (印)

転用関係者 住所
氏名 (印)

刈谷田川 土地改良区理事長 様

転用土地の表示

市町 村名	大字 名	小字 名	地番	地目	面積	転用 面積	転用 目的	転用 予定 日	備考
					m ²	m ²			

作成者名 _____

受 付
/ /
農転第 号

転用土地の表示

市町 村名	大字 名	小字 名	地番	地目	面積	転用 面積	転用 目的	転用 予定 日	備考
					m ²	m ²			

作成者名 _____

受 付
/ /
農転第 号

様式第2号

削除

地目変更（分合筆）通知書

このたび下記の土地について、地目変更（分合筆）したので、地区除外等処理規程第2条第2項の規定により通知します。

____ 年 月 日
____ 住 所
氏 名 ⑩

刈谷田川 土地改良区理事長 様

記

1. 変更前の土地

市町村名	大字名	小字名	地番	地目	地積㎡	備考

様式第2号

※ 処 理								特 例

地目変更（分合筆）通知書

このたび下記土地について、地目変更（分合筆）したので、地区除外処理規程第2条第2項の規定により通知します。

平成 年 月 日
申請者 住 所
氏 名 ⑩

刈谷田川 土地改良区理事長 様

記

1. 変更前の土地

市町村名	大字名	小字名	地番	地目	地積㎡	備考

2. 変更後の土地

市町村名	大字名	小字名	地番	地目	地積㎡	備考

3. 原因及び時期 (1) 原因

(2) 時期

添付書類

(1) 地目変更は関係農業委員会へ届出たことを証する書面の写し。

(2) 分合筆は登記済証の写し。

2. 変更後の土地

市町村名	大字名	小字名	地番	地目	地積㎡	備考

3. 原因及び時期 (1) 原因

(2) 時期

添付書類

(1) 地目変更は関係農業委員会へ届出たことを証する書面の写し。

(2) 分合筆は登記済証の写し。

様式第3号

刈土(農転)第 号

意見書

下記記載の土地に係る農地法第 条の許可申請について、本土地改良区の意見は、下記のとおりです。

年 月 日

刈谷田川土地改良区

理事長

記

農地転用に伴う措置(規程第3条)等について別紙のとおり協議が整い、本土地改良区としては、さしつかえない。

1. 通知者

転用組合員 住所

氏名

転用関係者 住所

氏名

様式第3号

刈土(農転)第 号

意見書

下記記載の土地に係る農地法第 条の許可申請について、本土地改良区の意見は下記のとおりです。

平成 年 月 日

刈谷田川土地改良区

理事長

記

農地転用に伴う措置等について別紙のとおり協議が整い、本土地改良区としては、さしつかえない。

1. 通知者

転用組合員 住所

氏名

転用関係者 住所

氏名

2. 転用に係る土地

市町 村名	大字 名	小字 名	地番	地目	面積	転用 面積	転用 目的	転用 予定 日	備考
					m ²	m ²			

2. 転用に係る土地

市町 村名	大字 名	小字 名	地番	地目	面積	転用 面積	転用 目的	転用 予定 日	備考
					-	-			

様式第4号

地区除外申請書

____年 月 日通知に係る土地につき、____年 月 日以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請する。

____年 月 日

転用組合員 住所

氏名 ⑩

転用関係者 住所

氏名 ⑩

刈谷田川 土地改良区理事長 様

土地の表示

市町 村名	大字 名	小字 名	地番	地目	面積 m ²	転用 面積 m ²	転用 目的	転用 予定 日	備考
					m ²	m ²			

様式第4号

地区除外申請書

平成 年 月 日通知に係る土地につき、平成 年 月 日以降これを転用するので 土地改良区の地区から除外されたく申請する。

平成 年 月 日

転用組合員 住所

氏名 ⑩

転用関係者 住所

氏名 ⑩

刈谷田川 土地改良区理事長 様

土地の表示

市町 村名	大字 名	小字 名	地番	地目	面積 m ²	転用 面積 m ²	転用 目的	転用 予定 日	備考
					m ²	m ²			

--	--

令和2年10月14日 提出

刈谷田川土地改良区
理事長 河村 則夫